

第9期(令和6年度～令和8年度)の第1号被保険者の介護保険料の算定について

1. 宮代町の現状と将来推計

宮代町の総人口は平成30年をピークに減少しており、令和5年は33,390人となっています。また、65歳以上の高齢者人口も、令和4年の11,045人をピークに減少していくことが見込まれます。年齢別の内訳では、65歳から74歳までの前期高齢者が減少しているのに対し、75歳以上の後期高齢者の人口は毎年増加しており、高齢者全体の人口が減少する令和5年以降も増加が見込まれます。これらの状況により、今後、要支援・要介護認定者数が増加し、介護給付費も増加すると推計されます。

■高齢者人口等・介護給付費の推計

	第8期			第9期		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
人口	33,700	33,631	33,390	33,201	33,011	32,789
高齢者人口	11,034	11,045	10,974	10,909	10,863	10,790
(65歳～74歳)	5,262	4,961	4,670	4,330	4,147	3,938
(75歳～)	5,772	6,084	6,304	6,579	6,716	6,852
要支援・要介護認定者数	1,735	1,818	1,847	1,915	1,973	2,025
介護給付費	2,423,362	2,555,658	2,678,498	2,858,315	2,958,066	3,059,094

※人口・高齢者人口・認定者数の単位は【人】、基準日は各年10月1日

※介護給付費の単位は【千円】、金額は令和4年度までは実績、令和5年度は見込、令和6年度以降は推計

2. 第9期(令和6年度～令和8年度)介護保険料算定の考え方

(1) 給付費の抑制

要介護状態になることを未然に防ぐ健康づくりや介護予防事業の充実により、給付費の抑制を図ります。

(2) 施設整備

計画期間に地域密着型介護老人福祉施設の整備計画があります。

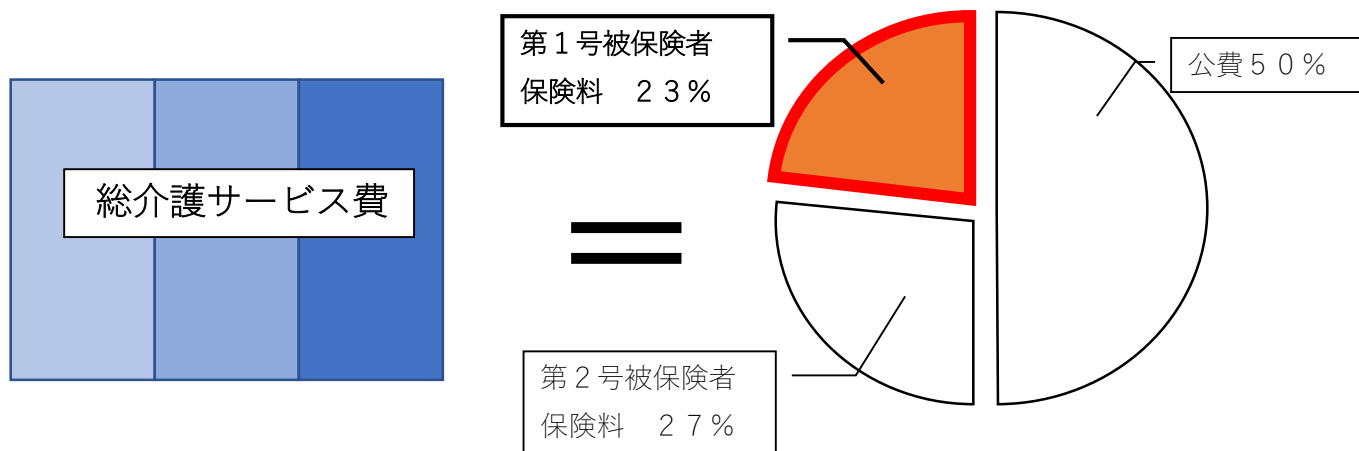
(3) 介護保険準備基金の活用

現行の第8期(令和3年度～令和5年度)計画期間の給付費実績は計画比率85.0%と予想を下回る見込みです。介護保険準備基金の残高は5,600万円ほど減少しましたが、この準備基金を取り崩して活用することにより、第9期介護保険料の上昇を抑えることが可能であると考えます。

※令和5年度末の介護保険準備基金残高見込額 245,743千円

3. 介護保険財政のしくみ

介護保険のサービスに必要な財源は、公費負担が50%、介護保険料が50%となっています。このうち介護保険料の内訳は、65歳以上の第1号被保険者が23%、40歳以上65歳未満の第2号被保険者が27%となっています。第9期介護保険事業計画では、65歳以上の第1号被保険者の保険料を設定します。



4. 保険料算定の方法

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{保険料基準額}} \\ \text{(第5段階の額)} \end{array} = \frac{\begin{array}{c} \boxed{\text{必要な介護サービス}} \\ \text{総費用 (3年間合計)} \end{array} \times \begin{array}{c} \boxed{\text{第1号被保険者}} \\ \text{(65歳以上)} \\ \text{の負担率 23\%} \end{array}}{\begin{array}{c} \boxed{\text{第1号被保険者 (65歳以上)}} \\ \text{の人数 (3年間の延べ人数)} \end{array}}$$

※介護保険料は、国から配布された電算ワークシートに必要な事項を入力して算定します。
 ※介護保険給付費準備基金の残高がある場合は、取り崩して活用することができます。

5. 保険料算定の内容

第9期介護保険料の算定にあたっては、人口及び高齢者数の推移、施設整備の状況及びサービスのニーズ等のほか、次のような事項を考慮して事業量、給付費を算定します。

- ① 第1号被保険者の負担割合 **23%**
- ② 介護報酬改定 **平均 1.59%**
- ※ **ただし介護職員処遇改善分の施行は令和6年6月のため令和6年度当初は平均1.54%**
- ③ 介護給付費準備基金の取崩し **取崩額 200,000,000円**

6. 第9期介護保険料の試算

保険料基準額	5,489円
---------------	---------------

【参考】第8期保険料基準額 4,980円 (準備基金取崩額 300,000,000円)

第9期介護保険料案 比較表

所得段階		第8期				所得段階		第9期				
		対象となる人	基準額に対する割合	月額(円)	年額(円)			対象となる人	基準額に対する割合	月額(円)	年額(円)	第8期との年額比較(円)
住民税非課税世帯	第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、本人年金収入等80万円以下の方	0.50	2,490	29,800	第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、本人年金収入等80万円以下の方	0.455	2,497	29,900	100	
	第2段階	本人年金収入等80万円を超えて120万円以下の方	0.75	3,735	44,800	第2段階	本人年金収入等80万円を超えて120万円以下の方	0.685	3,760	45,100	300	
	第3段階	本人年金収入等120万円を超える方	0.75	3,735	44,800	第3段階	本人年金収入等120万円を超える方	0.69	3,787	45,400	600	
住民税非課税世帯(本人課税)	第4段階	本人が住民税非課税で本人年金収入等80万円以下の方	0.85	4,233	50,700	第4段階	本人が住民税非課税で本人年金収入等80万円以下の方	0.90	4,940	59,200	8,500	
	第5段階(基準額)	本人が住民税非課税で本人年金収入等80万円を超える方	1.00	4,980	59,700	第5段階(基準額)	本人が住民税非課税で本人年金収入等80万円を超える方	1.00	5,489	65,800	6,100	
住民税課税世帯	第6段階	合計所得金額が120万円未満の方	1.15	5,727	68,700	第6段階	合計所得金額が120万円未満の方	1.20	6,587	79,000	10,300	
	第7段階	合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	6,474	77,600	第7段階	合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	7,136	85,600	8,000	
	第8段階	合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	7,470	89,600	第8段階	合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	8,234	98,800	9,200	
	第9段階	合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	1.70	8,466	101,500	第9段階	合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	9,331	111,900	10,400	
	第10段階	合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.80	8,964	107,500	第10段階	合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	10,429	125,100	17,600	
	第11段階	合計所得金額が600万円以上の方	1.90	9,462	113,500	第11段階	合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	11,527	138,300	30,800	
	第12段階	合計所得金額が600万円以上の方	1.90	9,462	113,500	第12段階	合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	12,625	151,400	37,900	
	第13段階	合計所得金額が600万円以上の方	1.90	9,462	113,500	第13段階	合計所得金額が720万円以上の方	2.40	13,174	158,000	44,500	

※第9期から基準所得金額の変更及び高所得者の段階数の細分化あり